多摩市告示第317号

多摩市文化芸術ビジョン検討委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和4年5月25日

多摩市長 阿部裕行

多摩市文化芸術ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化芸術ビジョン (多摩市における文化芸術に関する活動を推進し、及びその振興を図るための将来像を定めるものをいう。以下「ビジョン」という。) を策定するに当たり、市民等の意見を反映させるため、多摩市文化芸術ビジョン検討委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) ビジョンに定める事項及び内容の検討に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、ビジョンの策定に関し多摩市長(以下「市長」という。) が必要と認める事項

(構成)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの(以下「委員」という。) 7人以内をもって構成する。
  - (1) 学識経験者 一人以内
  - (2) 次のいずれかに掲げる者 6人以内
    - ア 多摩市文化芸術方針検討委員会設置要綱(令和2年多摩市告示第361号)附則 第2項の規定による失効前の同要綱第3条に規定する委員(同条第2号に掲げる者 に限る。)であった者
    - イ 多摩市内における文化、芸術等に資する活動の経験を有する者
    - ウ 多摩市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年9月30日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会の会議は、原則として公開する。
- 4 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

- 第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課において処理する。 (委任)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員 会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年6月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。